



お客様相談室だより 1月号

☆ 新しい年のスタートです！
☆ 特商法が厳重になった今「基本」を忘れずに…。
☆ 苦情・コンプレイン「O」
から始めましょう！！

消費生活センター情報

特に相談件数が多い都道府県 (平成16年4月～12月現在)

このように、多数の消費生活センターに苦情の入電があることが発覚しました。

平成16年度も残り3ヶ月
これ以上相談件数を増やさないよう より一層「顧客第一主義」に徹した活動を行なって下さい。

センター名	件数
大阪府 消費生活センター	40件
千葉県 消費者センター	32件
佐賀県 消費生活センター	17件
熊本県 消費生活センター	
東京都 消費生活総合センター	16件
山口県 消費生活センター	
長崎県 消費生活センター	15件
広島県 生活センター	
奈良県 食品・生活相談センター	14件
鹿児島県 消費生活センター	
愛知県 中央県民生活プラザ	12件
かながわ 中央消費生活センター	
高根県 消費者センター	10件

今月の訪問は
1月13・27日(木)

～行政の動き～

「即時事業社名公表」

全国の都道府県で改正作業中！

消費者の被害防止、業者選定の判断資料として、提供する目的から事業社名公表に伴なう従来の手続きや判断基準を改正する方針。時間的猶予を置かずに入表するとしている。
公表は悪質不当な取引行為等内容重視である。

所属で受けたお客様からの連絡は、
漏れなく記入して下さい。



手紙・ハガキについて

所属に届いたお客様からの手紙・ハガキは、以下のとおり変更しました。(1月12日メールで連絡しています。)
受付当日に相談室へFAX着確をとる。
月末書類と一緒に原本を郵送する。
よろしくお願い致します。

お客様
ノート

クレーム等の
内容は、
月末に相談室
へ報告して下
さい。

毎日メールで連絡しています

